

太陽光発電事業関連制度等について

1 太陽光発電事業における環境影響評価及び岩手県環境影響評価条例

一定規模以上の太陽光発電事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きが必要（令和2年4月1日から対象に追加）。

なお、手続きに該当しない太陽光発電事業については、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）を参考に、自主的な環境配慮の取組を求めている。

	小規模 ←——— 太陽光発電事業の規模 ———→ 大規模		
環境影響評価法	環境配慮ガイドラインに基づく自主的な環境配慮	第2種事業（個別に判断） 出力3万kW以上 4万kW未満	第1種事業（必ず実施） 出力4万kW以上
岩手県環境影響評価条例	第2種事業（個別に判断） 面積20ha ^{※2} 以上 50ha未満	第1種事業（必ず実施） 面積50ha以上 ^{※1} （法の対象事業を除く）	

※1：造成済の工業専用地域に工場等を新設する場合は第2種事業

※2：特別地域においては1ha、普通地域においては10ha

2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT、FIP 制度）

再生可能エネルギーによって発電された電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ること

を国が約束する制度。令和4年度から、FIT 制度に加えて、市場連動型の FIP 制度が導入された。

FIT 制度	買取価格が一定で、売電収入はいつ発電しても同額
FIP 制度	補助額（プレミアム）が一定で、売電収入は市場価格に連動して変化

3 太陽光発電設備の適正処理について

（1）太陽光発電設備廃棄費用積立制度

廃棄にかかる費用を買取価格から差し引き、外部に積み立てる制度（令和2年6月再エネ特措法改正）。

ア 対象事業：10kW 以上の太陽光発電の FIT・FIP 認定事業

イ 方 式：原則、源泉徴収的な外部積立て（買取価格と廃棄にかかる費用を相殺）

ウ 時 期：買取期間の終了前10年間

（2）太陽光発電設備のリサイクル制度の検討

環境省及び経済産業省は、使用済み太陽光パネルの再資源化の促進による最終処分量の削減等のため、製造業者には再資源化費用を、設備所有者には解体等費用を第三者機関へ納付することを求める等の内容を盛り込んだリサイクル制度創設を検討している。

なお、FIT/FIP 設備と非 FIT/FIP 設備のいずれも制度の対象とするよう検討が進められている。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域について

改正地球温暖化対策推進法（令和3月5月改正）において、環境保全に係るルールとして、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして国が定める基準（環境省令）、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県が定める基準（都道府県環境配慮基準^{※3}）等を定めている。

この基準は、「促進区域^{※4}に含めることが適切でないと認められる区域」等を示しており、市町村はこの基準に基づき、再生可能エネルギーの促進区域を設定し、適地に誘導することが可能となっている。

※3：本県においては、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改訂）で岩手県基準を定めており、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」について、保安林、鳥獣保護区などとしている。

※4：地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを最大限活用しつつ、環境の保全に配慮して市町村が定める区域。